

軽自動車税原動機付自転車等標識収集運搬処理業務仕様書

1. 業務名

軽自動車税原動機付自転車等標識収集運搬処理業務

2. 業務概要

原動機付自転車等標識（以下「標識」という。）を、後述5の履行場所において回収し、産業廃棄物として適正に運搬・処分を行う。

3. 対象物件

原動機付自転車等標識及び付属金属くず等

4. 予定数量

約 525kg 段ボール 68 箱

※この数量は予定量であり、実数量を保証するものではない。

5. 履行場所（排出場所）

堺市三国ヶ丘庁舎

堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1

6. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

7. 業務内容

- ①本業務の履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）等関係法令を遵守すること。
- ②本業務の受注者は、受注者の負担で産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用意し、本市担当者に必要事項の記入を求め、各処理完了後、マニフェストに必要事項を記入の上、関係者に送付すること。
- ③業務日程は事前に本市監督員と協議し決定すること。受注者は、運搬作業、処分方法について、本市と十分打合せを行った後、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- ④運搬中は回収した標識の落下防止のため、荷台をシートで覆う等の措置を講じること。
- ⑤受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管は行わない。
- ⑥標識の廃棄処理等が完了するまで、受注者は標識の保管場所に施錠するなど標識の管理には十分注意し、標識の紛失、滅失又は盗難などの事故防止に努めることとし、事故が発生した場合には、本市が指示する対応策を講じるとともに、損害賠償の責任を負わなければならない。
- ⑦排出物は計量し、選別処理後、金属くず等再資源化できるものは、できる限り再資源化するこ

と。また、排出物の重量を計量票にて報告すること。

- ⑧処理完了後に標識番号が分からなくなるよう処理を行ったことが分かる証明書（溶解証明書・破碎証明書・リサイクル証明書等）を提出すること。
- ⑨作業時の安全管理には万全の注意を払うこと。
- ⑩本市が、事務所・処理施設等立入検査を要求したときは、これに従うこと。
- ⑪この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

8. 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりである。受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

許可証には本市区域内の許可及び以下の産業廃棄物の許可を含むこと。

- ① 産業廃棄物処分業（中間処理業、種類：金属くず）
- ② 産業廃棄物収集運搬業（金属くず）

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。

◎収集・運搬に関する事業範囲

[産廃]

〈産業廃棄物収集・運搬業〉	
許可都道府県・政令市：	
許可の有効期限：	
事業範囲：	
許可の条件：	
許可番号：第	号

◎処分に関する事業範囲

[産廃]

〈産業廃棄物処分業〉	
許可都道府県・政令市：	
許可の有効期限：	
事業区分：	
産業廃棄物の種類：	
許可の条件：	
許可番号：第	号

9. 処分の場所、方法及び処理能力

①事業場の名称：

所在地：

処分の方法：

施設の処理能力： m^3 / 日

②事業場の名称：

所在地：

処分の方法：

施設の処理能力： m^3 / 日

③受注者は本契約書を交わす際、中間処理委託の場合は以下の欄に、最終処分地の項目（事業場の名称、所在地、処分方法、施設の処理能力）を必ず記載すること。

事業所の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

10. 適正処理に必要な情報の提供

- ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化に関する事項：なし
- ・他の産業廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項：なし
- ・日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項：なし
- ・石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等：なし
- ・その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項：なし
- ・輸入廃棄物：なし
- ・契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、発注者は受注者に対し速やかに電子メールもしくは書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

11. 暴力団等の排除について

- (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

②これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

①受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

②受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

③本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

④本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

1.2. 委託業務終了報告

受注者は、本業務が完了したときは、発注者に対して速やかに業務完了届を提出すること。

1.3. 契約解除にかかる措置

発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、発注者又は受注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

①受注者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約区分に基づく受注者の業務を遂行する

責任は免れない事を承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

②受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

③上記②の場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取することを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対して当該運搬の費用を請求することができる。